

総合評価落札方式における『自己採点方式』の導入について

1 導入目的

総合評価落札方式による入札手続きにおいては、これまで、全ての入札参加者に技術資料等の提出を求めていたこともあり、入札参加者にとっては書類作成等の事務負担が大きいなどの課題がありました。

このようなことから、事務負担の軽減と手続きの効率化を図るため、令和2年度から、落札候補者のみ開札後に技術資料等を提出していただく「自己採点方式」を導入します。

2 対象工事

総合評価落札方式のうち、特別簡易型で発注する工事

3 適用時期

令和2年4月1日以降に公告の案件から実施。

4 自己採点方式の概要

- (1) 入札参加者は、入札時に「工事内訳書」に加え、新たに「**自己採点表**」を添付する。
- (2) 発注者は、「入札額」と「自己採点」をもとに評価値を算出し、評価値が最も高い者を**落札候補者**とする。
- (3) **落札候補者のみ**入札参加資格確認申請書及び技術資料を提出する。
- (4) 入札参加資格と自己採点表を審査する。



- ・ 自己採点が正しく、評価値に変動がない場合
⇒ その者を落札者とする。
- ・ 自己採点に誤りがあり評価値が変動した場合
⇒ 順位が変動しない場合 ⇒ その者を落札者とする。
⇒ 順位が変動する場合 ⇒ あらためて評価値が最も高い者を落札候補者とし、
(3)に戻り審査を行う。